

清掃業務委託の適正化手法について

1 適正化手法

次の取組を行うことにより、契約する業務の内容（範囲、種別等）がより明確となり、円滑な業務の執行とともに、業務に見合った予定価格の積算が可能となります。

- (1) 積算方法の標準化 - 「積算基準」の採用
国土交通省監修の「建築保全業務積算基準」を統一的に採用
- (2) 委託仕様の標準化 - 「共通仕様書」の採用
国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」を統一的に採用
- (3) 数量公開
入札参加者の積算事務に係る負担軽減のために積算数量を公開

2 基本的事項

- (1) 清掃を行う施設に「配置する人数」ではなく「清掃を行う面積」により積算・発注
従来は、施設の規模や用途、配置すべき作業員の数を仕様書で示し、その作業に必要とされる作業員が、朝から夕方までその施設にいることを前提として、その1ヶ月あたりの給与等の人件費や会社が負担すべき一般管理費等の積み上げにより予定価格が算出されていました。
今回の適正化では、作業を行う部屋の用途・面積を明確にし、全部の作業に要する年間延べ人数を算出し、それに1日あたりの給与等を乗じて得た直接人件費に、料率による諸経費等を加えて予定価格を算出します。
- (2) 労務数量は積算基準に従って算出された数量
上記(1)のとおり、作業に要する延べ人数（労務数量）は、各業者の経験や実績に基づき独自に見積もられたものではなく、統一された積算基準により算出された数量です。
- (3) 積算基準によって算出された業務の労務数量は客観性のあるもの
積算基準には信頼されたデータにより得た「歩掛かり」が示され、その数値は国が適切であると判断し、全国的にその利用拡大を推進しているものです。
その歩掛かりを使用して得られた労務数量は、実際に清掃する場所や作業内容に見合った適切なものです。
- (4) 労務単価は地域の実態に即した適正な金額
労務単価は県内の雇用実態や最低賃金など各種の情報を参考に決定された適正な金額を、統一的に採用します。
- (5) 作業する範囲と方法は仕様書にその内容が示される
発注した契約の内容は、仕様書によりその範囲と作業が具体的に示されます。契約された業務の対象作業と対象外作業が明確となり、発注者と受注者の間の認識のズレをなくします。
- (6) 公開された数量と「積算基準」にしたがって入札金額の積算をすることが可能
発注者の予定価格の積算に用いた労務数量を公開することにより、入札参加者はその数量を入札金額の積算の参考にできるので、迅速かつ正確な積算が可能となります。
- (7) 業務内容に変更があった場合にも円滑な契約変更が可能
業務の範囲が明確となるので、契約締結後に業務内容の変更が生じた場合も、適切な契約変更が可能となります。